

介護保険 高齢者福祉 サービスガイド



富良野市

(令和6年4月現在)

(も く じ)

1	介護保険のしくみ
2	介護保険に加入する人
3	介護保険料について
4～5	介護サービスを利用するには（申請から認定まで）
6	ケアマネジャーを決める
7	ケアプランを作成する
8	介護サービスを利用したときの費用
9	利用者負担の軽減①（高額介護サービス費・特定入所者介護サービス費）
10	利用者負担の軽減②（社会福祉法人減免・特別な事情による減免）
11	自宅で利用するサービス
12	通って利用するサービス
13	介護保険施設で生活する
14	共同生活住居・住宅で生活する
15	生活環境を整えるサービス①（福祉用具貸与・特定福祉用具購入）
16	生活環境を整えるサービス②（住宅改修）
17	富良野市の高齢者福祉サービス
18	その他の福祉・健康サービス（社会福祉協議会のサービス・介護予防教室等）
19～20	介護事業所一覧・マップ

介護保険のしくみ

高齢化が進むなか、高齢者の介護の問題は、高齢期における最大の不安要因となっています。「介護保険制度」は、介護という問題を社会全体で支え、介護が必要になった場合でも、安心して暮らすことができる長寿社会を目指すための制度です。

◎介護保険のサービスを利用できるのは

65歳以上の要介護状態や要支援状態の方

○要支援状態・・・いつも介護が必要とまではいなくても、家事や身支度などの日常生活に手助けが必要な場合

○要介護状態・・・寝たきりや認知症などで、入浴、排せつ、食事などの日常の生活動作について、いつも介護が必要な場合

状 態 の 目 安	要支援1	日常生活はほぼ自分でできるが、要介護状態になることの予防のために少し支援が必要
	要支援2	日常生活に支援が必要だが、要介護に至らずに機能が改善する可能性が高い
	要介護1	立ち上がりや歩行が不安定。排せつや入浴などの一部または全部に介助が必要
	要介護2	自力での立ち上がりや歩行が困難。排せつ、入浴などの一部または全部に介助が必要
	要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排せつ、入浴、衣服の着脱などの全面的な介助が必要
	要介護4	日常生活能力の低下がみられ、排せつ、入浴、衣服の着脱のほか全般に全面的な介助が必要
	要介護5	日常生活全般において全面的な介助が必要であり、意思の伝達も困難

40歳～64歳の方

○老化に伴う病気（「特定疾病」）によって、要介護状態や要支援状態になった場合。※「特定疾病」は次のページに記載

【要介護（要支援）認定の対象にならない方の例】

○誰かに助けてもらうことなく、1人で外出できるほど元気な方

○元気だが、家事をする習慣がないために手伝いを必要とする方など

◎介護サービスを利用したいときは、認定申請をします

認知症や寝たきりなどで、要介護状態または要支援状態に当たるかどうかの認定を受けるためには、申請を行う必要があります。認定申請は、富良野市役所2階の窓口で受け付けています。

◎介護サービスを受けるときは、利用者負担（自己負担）があります

サービスを受けるときの利用者負担は原則として1割ですが、一定以上の所得がある方は2割または3割の負担となります。要介護（要支援）認定を受けた方全員に、負担割合が記載された「負担割合証」を毎年7月下旬にお届けします。

そのほか、利用するサービスの種類によって、食費、居住費または滞在費などの利用者負担があります。利用者負担は、所得に応じた上限額が設定されます。上限額を超えた分はお返しする制度があります（高額介護サービス費）。所得の少ない方には、食費、居住費または滞在費の利用者負担を軽減する制度があります（負担限度額認定、社会福祉法人による利用者負担軽減）。

介護保険に加入する人

介護保険の運営に必要な財源は、国、都道府県、市町村が半分を負担し、残りの半分を介護保険加入者が保険料として負担することになります。

65
歳
以
上
の
人

(第1号被保険者)

- 介護や支援が必要であると認定された場合にサービスを利用できます。

介護保険証の交付

- 65歳の誕生日の前に被保険者証をお送りします。

保険料

- 前年中の所得等に基づいた段階別の保険料となっていて、個人ごとに算定されます。
- 年金が年額 18 万円以上の人は、偶数月の年金支払日に年金から天引きとなります。
※高齢（退職）年金・遺族年金・障害年金なども対象です。
- 年金が年額 18 万円未満の人は、納付書で各自納めます。
※保険料の納付は口座振替が便利です。

40
歳
か
ら
64
歳
ま
で
の
人

(第2号被保険者)

- 介護保険で対象となる病気（特定疾病）により、介護や支援が必要と認められた場合にサービスを利用できます。

介護保険証の交付

- 要介護・要支援の認定を受けた人、交付の申請をした人に交付します。

保険料

- 国民健康保険に加入している人は、所得や世帯にいる 40~64 歳の介護保険対象者の人数によって保険料を算出します。医療保険分と介護保険分を合わせて、国保の保険税として世帯主が納めます。
- 職場の健康保険に加入している人は、健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて保険料を算出します。医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料から差し引かれます。

転出・転入で必要な手続き

●転出・転入する方

要支援・要介護の認定を受けている方、または認定申請中の方は、現在住んでいる市町村で「転出届」を出すときに、「受給資格証明書」を受け取ります。

転入先の市町村では、転出した日から 14 日以内に「介護保険要介護認定申請書」の手続をします。このときに「受給資格証明書」を提出することで要介護度が継続して引き継がれます。

●市外の介護保険住所地特例施設に転出する方

現在住んでいる市町村で「転出届」を出すときに「介護保険住所地特例適用届」を提出してください。この特例に該当する施設は「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護医療院」「有料老人ホーム」「養護老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」などです。

介護保険で対象となる加齢に伴う特定疾病

- がん末期
- 後縦靭帯骨化症
- 筋萎縮性側索硬化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険料について

65 歳以上の方の介護保険料は、前年中の所得等に基づいた段階別の保険料となっていて、基準額に定められた割合を乗じ端数処理したものが年額の保険料となります。4 月から翌年 3 月までを 1 年として計算しますが、年度途中で資格取得(65 歳到達、他市町村からの転入等)または、資格喪失(他市町村に転出等)した場合は、加入期間(資格を取得した月から喪失した月の前月まで)を月割りで計算します。

【基準額：第 5 段階 年額 70,800 円(月額 5,900 円)】

保険料段階	対象となる方		保険料【令和 3 年度～令和 5 年度】			
			保険料率	年額	月額	
第 1 段階	生活保護受給者および世帯非課税で老齢福祉年金受給者 本人が 市民税 非課税	同じ世帯にいる方 全員が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	基準額×0.30	21,200 円	1,766 円
第 2 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超え 120 万円以下の方	基準額×0.50	35,400 円	2,950 円
第 3 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円を超える方	基準額×0.70	49,500 円	4,125 円
第 4 段階			同じ世帯に 市民税課税者がいる方	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	基準額×0.90	63,700 円
第 5 段階			上記以外の方	基準額×1.00	70,800 円	5,900 円
第 6 段階	本人が 市民税 課税	本人の合計所得が	120 万円未満の方	基準額×1.20	84,900 円	7,075 円
第 7 段階			120 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.30	92,000 円	7,666 円
第 8 段階			210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.50	106,200 円	8,850 円
第 9 段階			320 万円以上 500 万円未満の方	基準額×1.70	120,300 円	10,025 円
第 10 段階			500 万円以上 1,000 万円未満の方	基準額×1.90	134,500 円	11,208 円
第 11 段階			1,000 万円以上の方	基準額×2.10	148,600 円	12,383 円

※第 1～4 段階の方の合計所得額からは公的年金等に係る雑所得が控除されます

介護保険料の納め方は、年金からの差し引き(特別徴収)と納付書や口座振替による納付(普通徴収)の 2 通りに分かります。どちらの納付方法になるかは受給している年金の額などによって決まります。

保険料の納め方

年金が年額 **18 万円以上** の人
年金払い
(特別徴収)

- 年 6 回の年金を受け取る偶数月(4・6・8・10・12・2 月)に差し引かれます。
- 対象となる年金は、老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金です。
- ※複数の年金がある方は、いずれかひとつの年金の年額が 18 万円以上の場合に特別徴収となります。

年金が年額 **18 万円未満** の人
納付書・口座振替払い
(普通徴収)

- 年間保険料を 7 月から翌年 2 月までの毎月(年 8 回)に分けて納めていただきます。
- 市から送付される納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。保険料納付は口座振替が便利です。

- 前年度から継続して特別徴収で納めている方は、4・6・8 月は前年の所得が確定していないため、前年度 2 月の保険料額と同額を納めます。10・12・2 月は確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を 3 回に分けて納めます。
- 保険料年額の決定にともない、8 月の仮徴収額が変更になる場合があります。これは、仮徴収額と本徴収額で納付する額に大きな差が生じる方に対し、その差額を解消するため、年金支給月ごとの徴収額を平準化する(毎回の徴収額をほぼ同額にする)ものです。

仮 徴 収			本 徴 収		
4 月 (第 1 期)	6 月 (第 2 期)	* 8 月 (第 3 期)	10 月 (第 4 期)	12 月 (第 5 期)	2 月 (第 6 期)

次のような場合は一時的に普通徴収となります。

- 年度の途中で 65 歳になった方
- 他の市町村から転入した方
- 年度の途中で年間保険料額(所得段階区分)が変更になった方
- 年金差止めなどで年金の支給が停止になった方

介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、まず申請をして介護サービスが必要かどうか認定を受けます。認定結果をもとに、ケアプランを立てて介護サービスを利用していきます。

① 申請をします

富良野市高齢者福祉課等の窓口で申請します。申請する方は、本人または家族などでも可能です。



申請場所

- 富良野市役所2階
(市高齢者福祉課)
- 市役所山部支所及び東山支所

申請方法

- 本人申請 本人が直接窓口に出向いて申請します。
- 代理申請 家族が窓口に出向いて申請します。
- 代行申請 指定居宅介護支援事業所等が本人等からの依頼で申請します。

※地域包括支援センターで介護相談等を実施しています。電話でお問い合わせ頂ければ、訪問調査を兼ねて代行申請を受付けます。

必要な書類

- 申請書（窓口にあります）
「介護保険要介護認定・要支援認定申請書」
- 介護保険証（65歳で交付されます）
- かかりつけの医療機関名や医師名
- 健康保険被保険者証（40歳～64歳の方）

② 訪問調査をします



◎調査員が自宅等を訪問し、本人や家族から聞き取り調査を行います。心身の状態や日中の生活、日常動作など、全国共通の調査です。

◎要介護認定では、訪問調査の結果が重要な判定基準になります。意識して普段と違う振る舞いをしてしまうと、適切な認定結果を得られない場合があります。調査を受けるときは、ありのままの状態を調査員にみてもらうことが大切です。

◎本人だけでは十分に伝えられないと考えられるときは、家族等の同席をお願いします

市役所保健福祉部高齢者福祉課

介護保険係／地域包括支援センター ☎39-2255

③ 審査をします

主治医意見書



富良野市の依頼により、申請時に指定した主治医が心身の状態について意見書を作成します。

本人は一度受診する必要がありますが、記載費用は介護保険から支払われます。（受診料は自己負担となります）

認定審査会



調査票と主治医の意見書の結果により、コンピューター判定（一次判定）を行います。訪問調査の特記事項、主治医意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家が、富良野地区介護認定審査会（富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村で共同設置）で審査・判定します（二次判定）。

④ 認定結果の通知

審査結果にもとづき、市が要介護の認定を行います。認定結果通知と介護保険証が届きます。届いたら、内容を確認してください。



●要支援1・2の方

地域包括支援センターで作成したケアプランにもとづき、介護予防サービス・総合事業を利用します。
（富良野市役所2階）

●要介護1から5の方

「居宅介護支援事業所」に依頼し、介護支援専門員（ケアマネジャー）に心身の状況にあった介護サービスを利用するための計画（ケアプラン）を作成してもらいます。

●非該当の方

介護（予防）サービスを利用することは出来ませんが、市が行う保健福祉サービスを利用できます。

ケアマネジャーを決める

要支援1・2の人は、地域包括支援センターへ依頼し、介護予防ケアプランを作成してもらいます。
要介護1～5の人は居宅介護支援事業者に依頼して、ケアプランを作成してもらいます。

※要支援1・2の人でも地域包括支援センターの委託により居宅介護支援事業者がケアプランを作成する場合があります。

地域包括支援センター

- 要支援1・2の方のケアプランを作成します。
- 相談を幅広く受け付け、医療機関や行政機関等と協力して、高齢者一人ひとりをサポートします。

富良野市
地域包括支援センター

弥生町1番1号
富良野市役所2階
☎39-2255

居宅介護支援事業者

- 要介護1から5の方のケアプランを作成します。



(居宅介護支援事業者の役割)

- ・利用者の心身の状態や生活状況の把握
- ・居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- ・サービスを円滑実施するための事業者等との連絡調整
- ・提供されるサービスの内容と成果の点検
- ・利用者ニーズの変化等の把握
- ・サービスに対する不満や改善等の確認

SOMPO ケア 富良野
居宅介護支援

本町6番29号
☎23-8620

介護老人保健施設ふらの
指定居宅介護支援事業所

住吉町1番25号
介護老人保健施設ふらの内
☎23-3933

ニチイケアセンターふらの

緑町11番5号
☎22-9151

指定居宅介護支援事業所
すいふと

春日町11番23号
グリーンハイツA106号室
☎56-7702

ふらのケアプラン
相談センター「いちい」

住吉町1番28号
地域福祉センター「いちい」内
☎39-2215

指定居宅介護支援事業所
歩み

山部北町12番18号
寿光園内
☎39-6712

介護相談センター青いとり

桂木町2番77号
ふらの西病院内
☎23-6693

富良野介護サービス

朝日町10番7号
☎23-5935

ケアプランセンターCOCO

幸町10番20号
あばーとしゅあさⅢ102号室
☎090-6563-7574

ケアマネジャー(介護支援専門員)

要介護者等が自立した日常生活を送るために、本人に適したケアプランを作成する、幅広い介護知識をもった専門家で、介護支援専門員証の交付を受けた人です。ケアマネジャーは居宅介護支援事業所に所属しています。

ケアプランを作成する

要介護認定の結果、要支援1・2、要介護1～5の方は、本人や家族の意見をふまえて「ケアプラン」を作成し、サービス事業者と契約します。ケアプランにもとづいて介護サービスを利用します。ケアプランの作成には自己負担はありません。

要支援1・2の方

要介護1～5の方

地域包括支援センターに連絡

▼ 家族やセンター職員と今のようなことで困っているのか、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

在宅

生活を希望する場合

ケアマネジャーを決めます

▼ 居宅介護支援事業者を選んでケアプラン作成のための契約をし、担当のケアマネジャーを決めます。

施設

入所を希望する場合

利用する施設を選びます

▼ 希望する施設で、サービス内容や契約内容の説明を受け、施設に直接入所を申し込みます。

ケアプランを作成します



○要介護者等の心身の状況、生活環境、本人や家族の希望などを考慮し、利用するサービスの種類、内容などを定める計画の事です。居宅介護支援事業所、地域包括支援センターに作成を依頼します。

○このケアプランの作成にかかる費用は全額保険給付となり、利用者負担はありません。

○ケアプランの主役は本人や家族です。どのように暮らしたいか、自分で何ができるかを積極的に伝えて、自分にとって本当に必要なサービスを利用しましょう。

センターの職員と一緒に、具体的な目標や利用する介護予防サービス等を定めた介護予防ケアプランを作ります。

ケアマネジャーは、本人や家族の要望を聞き、サービス内容、費用などについてアドバイスをします。各サービス事業者と連絡・調整し、ケアプランの原案を作ります。費用、日時などに利用者が同意したらケアプランができあがります。

施設へ入所する方のケアプランは、施設が作成します。



サービス事業者と契約します

- 契約書、重要事項説明書などでサービスの内容や料金を確認し、事業者ごとに契約します。
- 利用する個々のサービス事業者との契約は、必ず書面で記載された内容を確認しましょう。(サービスの内容と説明、契約期間、利用者負担金、解約と取消など)

介護サービスを利用したときの費用

介護保険サービスを利用したときは、原則としてサービスにかかった費用の1割（または2割・3割）を利用者が負担します。残りの9割（または8割・7割）は介護保険から給付されます。なお、施設サービスを利用する際等の食費・居住費（滞在費）・日常生活費等は、全額利用者負担となります。

		サービス費用	食費	日常生活費	居住費
居宅サービス	○自宅で利用するサービス、生活環境を整えるサービス 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、福祉用具貸与、住宅改修など	1割・2割・3割			
	○通って利用するサービス 通所介護、通所リハビリ	1割・2割・3割	全額	全額	
	○ショートステイ 短期入所(ショートステイ)	1割・2割・3割 (おむつ代含む)	全額	全額	全額
	○その他のサービス 小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など）	1割・2割・3割	全額	全額	全額
施設サービス	○特別養護老人ホーム ○老人保健施設 ○介護医療院	1割・2割・3割 (おむつ代含む)	全額	全額	全額

※料金は、各サービスを利用する時の契約により決まるため、事業者ごとに異なります。

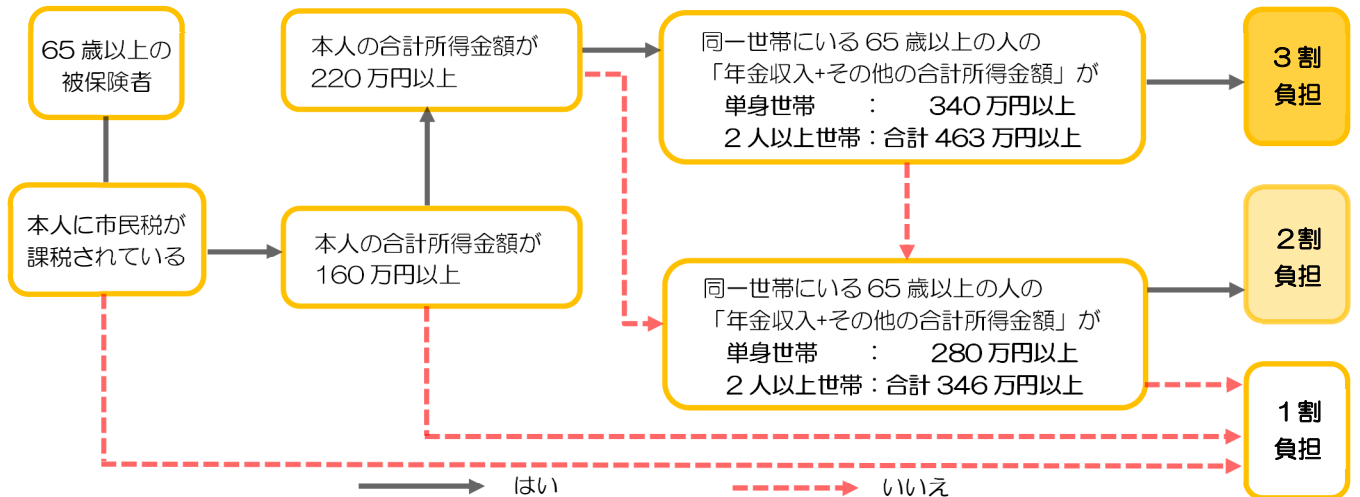
◎居宅サービスの費用の目安

居宅サービスには、要支援・要介護状態区分に応じて利用できる上限額が決められています。利用上限額を超えた分は全額利用者が負担します。

状態区分	1カ月の利用上限	利用上限額の目安		
		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
要支援1	5,032 単位	5,032 円程度	10,064 円程度	15,096 円程度
要支援2	10,531 単位	10,531 円程度	21,062 円程度	31,593 円程度
要介護1	16,765 単位	16,765 円程度	33,530 円程度	50,295 円程度
要介護2	19,705 単位	19,705 円程度	39,410 円程度	59,115 円程度
要介護3	27,048 単位	27,048 円程度	54,096 円程度	81,144 円程度
要介護4	30,938 単位	30,938 円程度	61,876 円程度	92,814 円程度
要介護5	36,217 単位	36,217 円程度	72,434 円程度	108,651 円程度

※利用上限額の対象外のサービス～
居宅療養管理指導・
福祉用具購入・住宅改修費・
特定施設入居者生活介護・
認知症対応型共同生活介護・
施設サービス

【負担割合の判定のながれ】 要支援・要介護の認定がある方に介護保険負担割合証をお送りします。



利用者負担の軽減 ①

利用者負担の軽減

【高額介護サービス費】

同じ月に利用した保険対象の介護サービス費の利用者負担の合計が、一定の上限額を超えるときは、申請により超えた額が支給されます。

(利用するには)

- ①高齢者福祉課で申請します
「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」
- ②審査して結果を通知します
- ③該当する場合は自動的に銀行に振り込まれます

◎高額介護サービス費の上限額（1ヵ月あたりの金額）

区 分	上限額（月額）
生活保護受給者	個人 15,000円
世帯全員が市民税非課税かつ 前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80万円以下の方	世帯 24,600円 単身 15,000円
世帯全員が市民税非課税かつ 前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80万円を超える方	世帯 24,600円
市民税課税世帯かつ 課税所得が 380万円未満	世帯 44,400円
市民税課税世帯かつ 課税所得が 380万円以上 690万円未満	世帯 93,000円
市民税課税世帯かつ課税所得 690万円以上	世帯 140,100円

- ※「課税所得」とは、収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額です。
- ※食費・居住費、福祉用具購入、住宅改修の利用者負担分は対象外です。
- ※支給限度額を超える利用者負担分は対象外です。
- ※上限額は、支給対象月ごとに月の初日における世帯の課税状況により判断します。

居住費・食費の負担軽減

【特定入所者介護サービス費】

介護保険施設入所及び短期入所（ショートステイ）利用時の居住費（滞在費）・食費を軽減します。通常は全額負担となりますが、所得の低い方は所得の状況に応じて負担限度額が設けられ、自己負担が軽減されます。

(利用するには)

- ①高齢者福祉課で申請します
「介護保険負担限度額認定申請書」
※申請の際には、通帳の写し等の提出が必要です
- ②審査して結果を通知します
- ③該当者には「認定証」が交付されます
- ④施設に「認定証」を提示し減額されます

◎居住費（滞在費）・食費の負担限度額（1日あたりの金額）

利用者負担段階	対象者 (非課税世帯)	負担限度額（日額）			
		居住費 (滞在費)		食費	
		多床室	従来型個室 特養	入所	ショート
第1段階	老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者かつ 預貯金等が単身で1,000万円以下、 夫婦で2,000万円以下	多床室	0円	300円	
		従来型個室 特養	320円		
		従来型個室 老健療養	490円		
		ユニット型 個室的多床室	490円		
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額+ 非課税年金収入額の合計が80万円以下の方 かつ 預貯金等が単身で650万円以下、 夫婦で1,650万円以下	多床室	370円	390円	600円
		従来型個室 特養	420円		
		従来型個室 老健療養	490円		
		ユニット型 個室的多床室	490円		
第3段階 ①	合計所得金額+課税年金収入額+ 非課税年金収入額の合計が80万円超~120万円以下の方 かつ 預貯金等が単身で550万円以下、 夫婦で1,550万円以下	多床室	370円	650円	1,000円
		従来型個室 特養	820円		
		従来型個室 老健療養	1,310円		
		ユニット型 個室的多床室	1,310円		
第3段階 ②	合計所得金額+課税年金収入額+ 非課税年金収入額の合計が120万円を超える方 かつ 預貯金等が単身で500万円以下、 夫婦で1,500万円以下	多床室	370円	1,360円	1,300円
		従来型個室 特養	820円		
		従来型個室 老健療養	1,310円		
		ユニット型 個室的多床室	1,310円		
第3段階 ②	同上	ユニット型 個室	1,310円		
		ユニット型 個室	1,310円		

※配偶者が市町村民税を課税されている場合は対象外となります。

利用者負担の軽減 ②

生計困難な方に対する減免軽減

【社会福祉法人による軽減】

社会福祉法人が運営する施設などで提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

(利用するには)

- ①高齢者福祉課で申請します
「社会福祉法人等利用者負担軽減確認申請書」
※申請の際には、通帳の写し等の提出が必要です
- ②審査して結果を通知します
- ③該当者には「確認証」が交付されます
- ④施設に「確認証」を提示し減額されます

対象サービス	在宅サービス ・訪問介護（総合事業含む） ・通所介護（総合事業含む） ・短期入所生活介護 施設サービス ・特別養護老人ホーム
対象費用	・1割自己負担 ・食費 ・居住費（滞在費） ※施設サービスのうち、第2段階の方は食費・居住費のみ対象
対象となる利用者負担段階区分	第1段階 第2段階 第3段階 ※特定入所者介護サービス費（9ページ）の利用者負担段階と同じです。
減免の割合	1/4を減額 ※高齢福祉年金受給者は1/2を減額 ※生活保護受給者の居住費は全額減額
対象者	※下記の条件を全て満たす方が対象です ①市民税非課税世帯 ②年間収入が150万円以下 （世帯員1人ごとに50万円を加算） ③預貯金等が350万円以下 （世帯員1人ごとに100万円を加算） ④日常生活に供する資産以外に資産がない ⑤負担能力のある親族に扶養されていない ⑥介護保険料を滞納していない

災害等の特別の事情がある場合の減免

●富良野市独自の介護保険料の減免制度

富良野市では、低所得者の負担軽減を目的に独自の減免制度を行っています。

①減免の開始時期 未到来の納期にかかる保険料

②具体的な要件

- ・税法上の扶養義務者になっていない。
※別居していても息子、娘等の扶養控除対象者になっていないこと。
- ・保険料の所得区分が第1段階であること。（生活保護受給者を除く）
- ・本人及び同居する世帯全員それぞれの収入が高齢福祉年金額以下であること。
- ・居住用の宅地及び住宅以外の資産を有していないこと。
※アパート、借地、貸し駐車場等を有していない。
- ・預貯金が、生活保護基準額の年額以下であること。
※60歳代一人暮らしで概ね78万円以下、70歳代夫婦世帯で概ね110万円以下。

③減免の内容

- ・第1段階の場合、本来の保険料の1/2に減額

●介護保険法に基づく介護保険料と介護保険利用料の減免

災害等の特別な事情が発生した場合、申請にもとづき介護保険料や介護保険利用料の減免を行うことができます。次のような場合はお問い合わせ下さい。

- ・震災、風水害、火災等により住宅・家財等に著しい損害を受けたとき
- ・世帯の生計維持者が死亡または心身の重度障害や長期入院により収入が著しく減少したとき
- ・世帯の生計維持者が事業廃止、失業、農作物被害などにより収入が著しく減少したとき

自宅で利用するサービス

訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパー（訪問介護員）が自宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、日常生活の手助けを行います。

愛・訪問介護ステーション 富良野 錦町2番12号 ☎22-5970

株式会社富良野タクシー 介護・福祉ショップポピー 本町2番3号 ☎22-4188

訪問介護事業所かえで 春日町15番57号 ☎56-7778

SOMPO ケア 富良野 訪問介護 本町6番29号 ☎39-0021

ニチイケアセンターふらの 緑町11番5号 ☎22-9151

ヘルパーステーション寿光園 山部北町12番18号 ☎42-2729

社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション 住吉町1番28号地域福祉センターいちい内 ☎39-2215

訪問入浴介護

入浴が困難な寝たきりの方などの自宅を入浴車で訪問し、浴槽を居室内に持ち込んで入浴の介護を行い、身体の清潔を保ちます。

訪問入浴 ツクイ旭川豊岡 旭川市 ☎0166-39-3600

訪問看護

訪問看護ステーションや病院の看護師などが家庭を訪問し、主治医と連携を取りながら、病状を観察したり看護の支援をします。

ふらの訪問看護ステーション 青いとり 桂木町2番77号 ふらの西病院内 ☎23-6693

富良野地域 訪問看護ステーション 弥生町1番3号 富良野市 総合保健センター内 ☎22-0361

老健ふらの 訪問看護ステーション 住吉町1番25号 ☎23-3938

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を助けるため、リハビリテーションを行います。

ふらの西病院 桂木町2番77号 ☎23-6600

かわむら整形外科医院 未広町6番20号 ☎22-4341

富良野協会病院 住吉町1番30号 ☎23-2181

介護老人保健施設ふらの 住吉町1番25号 ☎23-3933

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師など通院が困難な方の自宅を訪問し、在宅療養上の管理や指導を行います。

市内各病院・歯科医・薬剤師

※市内に事業所はありませんが上記の事業所が利用できます。

通って利用するサービス

通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供やその介護、機能訓練などのサービスを日帰りで受けます。(送迎あり)

ニチケアセンターふらの	緑町11番5号 ☎22-9151
デイサービスセンターあさひ郷	本町8番10号 ☎39-0020
富良野市デイサービスセンターやまべ	山部北町12番18号 寿光園内 ☎39-6711
富良野市デイサービスセンターいちい	住吉町1番28号地域福祉センターいちい内 ☎39-2215

通所リハビリテーション (デイケア)

日常生活を送るためのリハビリテーションを日帰りで受けます。(送迎あり)

介護老人保健施設ふらの	住吉町1番25号 ☎23-3933
かわむら整形外科 デイケアセンター	末広町6番22号 かわむらビル1階 ☎22-8888

短期入所生活・療養介護 (ショートステイ)

短期間施設に宿泊して、介護やリハビリテーション等を受けます。北の峯ハイツで日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、老健や病院で医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」があります。平成27年度から新たに「小規模多機能型居宅介護」「特定施設入居者生活介護」の施設によるショートステイが加わりました。

種別	名称	所在地	運営	床数	居室の種類
生活介護	北の峯ハイツ	東雲町1番1号 ☎23-1611	社会福祉法人 富良野あさひ郷	空床型 ※空室状況で床数が 変わります	個室(ユニット型)
療養介護	介護老人保健施設 ふらの	住吉町1番25号 ☎23-3933	社会福祉法人 北海道社会事業協会	6床	個室(従来型) 多床室
療養介護	介護老人保健施設 けんこう・ふらの	末広町6番17号 ☎56-8000	医療法人社団 かわむら整形外科医院	4床	ユニット型個室
療養介護	介護医療院ふらの	桂木町2番77号 ☎23-6600	医療法人社団 ふらの西病院	※問合せ	個室(従来型) 多床室
小規模多機能 型居宅介護	ごりょうの丘 小規模多機能ホーム	下御料 ☎22-2123	株式会社 すまいるふらの	8床	個室(ユニット型)
特定施設入居 者生活介護	花・水・木 富良野	幸町9番3号 ☎56-7161	一般社団法人 日本地域福祉協会	※問合せ	個室(ユニット型)

小規模多機能型居宅介護

【富良野市指定地域密着型サービス】

施設へ通って食事や入浴の介護を受けることを中心にしながら、介護員の訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、全て同じ施設からサービスを受けます。

名称	所在地	運営	定員	サービスの種類
ごりょうの丘 小規模多機能ホーム	下御料 ☎22-2123	株式会社 すまいるふらの	通い：18名 泊り：8名(個室) 登録：29名	デイサービス(通い) ショートステイ(泊り) ホームヘルプ(訪問)

介護保険施設で生活する

要介護1～5の方が施設に入所（入院）して必要な介護施設サービスを受けます。介護保険施設は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院があります。
（要支援1・2の方は利用できません）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、居宅においても常時の介護を受けることが困難な高齢者に入所サービスを提供する施設です。（入所できる人：要介護3～5の方）

名称	所在地	運営	定員	居室数
北の峯ハイツ	東雲町1番1号 ☎23-1611	社会福祉法人 富良野あさひ郷	120名	ユニット型個室 120室
ラベンダーハイツ	上富良野町 ☎45-2300	上富良野町	50名	多床室（4人部屋） 多床室（2人部屋） 11室 3室
こぶし苑	中富良野町 ☎44-2000	中富良野町	70名	ユニット個室 従来型個室 多床室（2人部屋） 40室 10室 10室
一味園	南富良野町 ☎52-2919	社会福祉法人 南富良野大乘会	50名	多床室（4人部屋） 多床室（2人部屋） 11室 3室
ふくしあ	南富良野町 ☎38-3800	社会福祉法人 南富良野大乘会	50名	ユニット型個室 50室

介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護者の在宅復帰を目指して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設です。（入所できる人：要介護1～5の方）

名称	所在地	運営	定員	居室数
介護老人保健施設 ふらの	住吉町1番25号 ☎23-3933	社会福祉法人 北海道社会事業協会	100名	個室（従来型） 多床室（2人部屋） 多床室（4人部屋） 10室 7室 19室
介護老人保健施設 けんこう・ふらの	末広町6番17号 ☎56-8000	医療法人社団 かわむら整形外科医院	29名	ユニット型個室 29室

介護医療院（介護医療院）

慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者の方で、医療処置を必要とし、自宅や特別養護老人ホーム等での生活が困難な高齢者にも対応できる施設です。（入所できる人：要介護1～5の方）

名称	所在地	運営	定員	居室数
介護医療院ふらの	桂木町2番77号 ☎23-6600	医療法人社団 ふらの西病院	40名	個室（従来型） 多床室（3人部屋） 多床室（4人部屋） 1室 5室 6室

※各施設の料金は、各施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって異なります。
詳しくは、各施設にお問い合わせください。

共同生活住居・住宅で生活する

認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

【富良野市指定地域密着型サービス】

認知症の高齢者が、小規模な生活の場（1ユニット9人の共同居住形態）に居住し、食事の支度、掃除、洗濯等をグループホームの職員と共同で行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることができる住宅です。

（入居できる人：要支援2、要介護1～5の認知症の症状のある方 ※要支援1の方は利用できません）

名称	所在地	運営	居室数
ニチイケアセンター しののめ	東雲町3番2号 ☎22-8551	株式会社 ニチイ学館	18室(個室)
グループホーム あんしん・ふらの	末広町6番22号 加茂町イカルビル2階 ☎22-8833	株式会社 e-ケア	18室(個室)
ごりょうの丘 グループホーム	下御料 ☎22-2123	株式会社 すまいるふらの	18室(個室)
グループホーム すまいるふらの	下御料 ☎22-2123	株式会社 すまいるふらの	18室(個室)

サービス付き高齢者向け住宅

60歳以上の単身・夫婦世帯を入居対象とし、住宅の広さ、バリアフリー構造のほか、安否確認と生活相談が必須のサービスとして提供されます。その他の介護・医療サービスの内容は施設により異なります。

（入居できる人：60歳以上の方、または60歳未満の要介護認定者・要支援認定者）

名称	所在地	運営	住宅戸数	併設事業所等
すえひろ	末広町6番22号 加茂町イカルビル3階 ☎22-8800	株式会社 e-ケア	18戸	訪問介護事業所 通所リハビリテーション 認知症対応型グループホーム
花・水・木 富良野	幸町9番3号 ☎56-7161	一般社団法人 日本地域福祉協会	36戸	混合型特定施設入居者生活介護の指定を受けているため、施設職員による介護・医療と連携したサービスを提供します。

有料老人ホーム

高齢者が入居し、入浴・排せつ・食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理を提供することを目的とする施設です。有料老人ホームには、その目的や介護サービスの提供方法などにより「介護付」「住宅型」「健康型」など、さまざまな種類があります。（入居できる人：高齢者 ※入居条件は施設により異なるため各施設にお問合せください）

名称	所在地	運営	居室数	併設事業所等
(住宅型有料老人ホーム) かえて	春日町15番57号 ☎56-7778	株式会社かえて	19室	訪問介護事業所かえて

生活環境を整えるサービス ①

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸し出します。

(貸与品目)

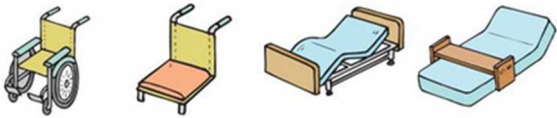
	要支援 1・2	要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
<ul style="list-style-type: none"> 車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 徘徊感知機器 移動用リフト 	△	△	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 自動排泄処理装置 (交換部品除く) 	△	△	△	○
<ul style="list-style-type: none"> 手すり(工事不要のもの) スロープ(工事不要のもの) 歩行器 歩行補助つえ 	○	○	○	○

※要支援・要介護状態区分によって貸与品目が異なります
※△は例外的に対象となる場合があります

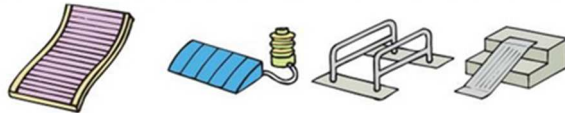
(費用負担)

- 貸与金額の1割(または2割・3割)を自己負担します
- 貸与金額は用具の種類、業者によって異なります

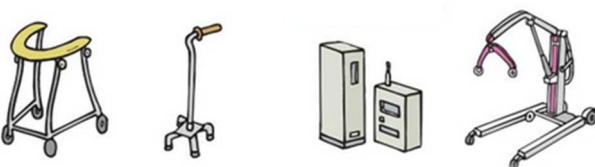
車椅子 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品



床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ



歩行器 歩行補助つえ 徘徊感知機器 移動用リフト



特定福祉用具購入

貸与になじまない排せつや入浴に使用する福祉用具の購入に対し、購入金額の9割(または8割・7割)を払い戻します。

(購入品目)

	要支援 1・2	要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
<ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座 自動排泄処理装置の交換部品 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具 排泄予測支援機器 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 固定用スロープ 歩行器(歩行車を除く) 歩行補助つえ (松葉つえを除く) 				

※同一年度(4月から翌年3月まで)で1種目1回に限り
ます

(費用負担)

- 購入金額の1割(または2割・3割)を自己負担します
- 同一年度(4月から翌年3月まで)で購入金額が10万円を超えた分は全額自己負担です

福祉用具の貸与と購入の選択制について

貸与と購入が選択可能な福祉用具は以下の3種目です。

- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 歩行補助つえ(松葉つえを除く)

介護支援専門員・福祉用具専門相談員に相談し説明を受けてください。

(株)富良野タクシー
介護・福祉ショップ
ポビー

本町2番3号
☎22-4188

福祉用具貸与
特定福祉用具購入

生活環境を整えるサービス ②

住宅改修

家庭内での安全を確保したり、介護者の負担を軽減したりするために、実際に居住している住宅の一部を改修した場合、工事金額の9割（または8割・7割）について住宅改修費の支給を受けることができます。

(対象となる工事)

種類	内容
手すりの取付	廊下、便所、浴室、玄関等への設置。壁の下地補強
段差の解消	居室や玄関等の床段差および玄関から道路までの通路等の段差・傾斜解消
床材や通路面の変更	防滑床材への変更。滑りにくい舗装材への変更。床下地補強または路盤整備
扉の取替え	開き戸を引き戸やカーテンへ変更、ドアノブや戸ぐるまの変更。壁または柱の改修
洋式便器への取替え	和式便器を洋式便器に取替え。便器の位置の変更。給排水設備工事。床材変更

(費用負担)

- ・工事金額の1割（または2割・3割）を自己負担します
- ・現住宅の改修費用限度額は20万円です
- ・新築または増改築は対象外です

(住宅改修費の支給対象とならない事例)

- ・固定されていないものの設置費用
- ・改修理由が老朽化や汚破損によるものである場合
- ・住宅を新築または増改築する場合
- ・自宅敷地外の道路用地等の工事
- ・利用者が日常生活で利用する部分以外の工事（趣味等で使用する部屋への手すり設置、庭の手入れで出入りする裏口の扉交換など）
- ・玄関などに靴を着脱する時に座る椅子を設置する工事（手すり一体型でも不可）
- ・便器交換の際の水洗化工事

富良野市住宅改修費助成事業

富良野市では、介護保険給付の住宅改修費20万円を超える分について、さらに10万円の上乗せを行う助成事業を行っています。負担割合は、上記住宅改修と同じです。

福祉用具購入・住宅改修利用の手続き

福祉用具購入・住宅改修をする場合は、申請書を高齢者福祉課へ提出します。住宅改修は、申請書類の事前審査が必要です。基本的にはケアプランを作成するケアマネジャー等が申請書類を作成しますので、ケアマネジャーまたは地域包括支援センターにご相談下さい。また、富良野市と「受領委任契約」を行っている事業者の場合は、自己負担1割（または2割・3割）分のみでの支払いとなりますが、その他の場合はいったん全額を自己負担し、後から9割（または8割・7割）分の払い戻しを受けます。

- ① ケアマネジャーに相談
- ② 利用者、ケアマネジャー、福祉用具及び住宅改修業者との打ち合わせ
- ③ 市へ事前申請
(住宅改修)
申請書、住宅改修が必要な理由書、図面等
工事費の見積書、改修前の写真、改修後の状態
- ④ 承認（または不承認）
- ⑤ 購入、工事着工～完成
- ⑥ 利用者から改修業者へ支払い
(償還払い)
いったん全額を支払います
(受領委任払い)
利用者負担分の1割（または2割・3割）と限度額を超えた分を支払います
- ⑦ 市へ支給申請
(福祉用具購入)
申請書、領収書、カタログのコピー
(住宅改修)
申請書、領収書、工事内訳書、改修前の写真、改修後の写真
- ⑧ 市から給付費支給

(注意点)

- ・病院や施設から在宅へ戻るため、福祉用具購入や住宅改修が必要な場合、事前申請により着工することはできませんが、何らかの理由で退院（所）できなくなった時は、福祉用具購入費用及び住宅改修工事費用の全額が自己負担となります。
- ・工事費見積書及び内訳書は、部屋名や部位別などに区分し、材料費、施工費、諸経費に分け、仕様（材質、寸法、面積など）、単価、数量を記載してください。また、諸経費を除き、数量を「一式」とする記載はできる限り避けてください。

富良野市の高齢者福祉サービス

介護保険以外にも生活支援が必要な高齢者や家族へ次のようなサービスを提供しています。

高齢者福祉サービス

市高齢者福祉課 ☎39-2255

自立支援ホームヘルプサービス

要介護認定で非該当と判定された65歳以上の一人暮らし高齢者等で、日常生活を営むのに支障のある方を対象に、ホームヘルパーを週1回90分程度派遣し、軽易な日常生活上の援助を行います。

(利用料) 1時間	208円
1時間30分	291円
2時間	374円

生活支援ショートステイ

介護認定で自立と判定された高齢者で、生活上の指導・支援が必要な場合、一時的に養護老人ホーム(寿光園)に入所ができます。利用は6カ月に1回1週間程度

(利用料) 1日	842円	食費 1日	1,000円
----------	------	-------	--------

介護用品券

要介護4又は5と認定された在宅の高齢者を介護している家族に経済的負担の軽減を図ります。

(支給額)	市民税非課税世帯	年額 90,000円
	市民税課税世帯	年額 42,000円

紙おむつ券

失禁のため、毎日おむつを使用している要支援1～要介護3と認定された在宅の方に紙おむつ券を支給します。

(支給額)	市民税非課税世帯	年額 30,000円
	市民税課税世帯	年額 12,000円

外出支援サービス

バス・JR等の一般交通機関を利用することが困難な要支援・要介護認定を受けた者又は同等の状態にあると判断された高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成します。タクシー料金の概ね1/2を助成します。(地域により上限額が異なります)

市内の短期入所施設の空きがきなく、富良野沿線又は芦別市の施設を利用する場合、送迎に係る乗車券を支給し、短期入所利用の便宜を図ります。1人1ヶ月1回を限度とします。タクシー料金の概ね1/2を助成します。

配食サービス

概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、身体的、精神的に調理が困難で援助する者がいない場合、夕食を届け、可否確認をします。利用は希望に応じて週1回～毎日の利用が可能です。(利用料) 1食 500円

緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に貸与し、高齢者等の緊急時における連絡・援助体制を整備し、高齢者の日常生活の不安の解消を図ります。既存の電話につける【固定型】と外出時の緊急時にも安心の【モバイル型】があります。

(利用料) 【固定型】	月額	240円
【モバイル型】	月額	1,100円

除雪サービス

病弱等により除雪が困難なひとり暮らしの高齢者等に対し、地域の中で安心して生活できるよう、玄関前等の避難通路の確保を目的に除雪ヘルパーを派遣します。

(利用料) 1シーズン	概ね 2,000円
-------------	-----------

養護老人ホーム(寿光園)入所

市内に居住する高齢者で事情により在宅で養護を受けることが困難な場合、施設入所を委託します。

(利用料)	入所者本人と扶養義務者の所得額等により負担があります。
-------	-----------------------------

成年後見制度利用支援

身寄りのない認知症高齢者の保護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。申立てに係る費用、後見人等への報酬について対象者が負担すべきと判断された場合は、求償権の申立てを行いません。

認知症高齢者等SOSネットワーク

認知症等により、出かけたまま行方不明となってしまうことがあります。できるだけ早く発見、保護することを目的に、SOSネットワークの取り組みを始めました。行方不明となるおそれのある高齢者の情報(年齢、身体的特徴など)を事前に登録しておくことで、行方不明となって捜索を依頼したい方の情報を、よりスムーズに発信できます。

◎ 市民の皆様へのお願い

安心・安全メールを登録されている市民に対し、行方不明者の発見協力を依頼するメールを送信します。日常の中で、メールの情報に似た方を見かけたときは、富良野警察署にご連絡ください。

その他の福祉・健康サービス

社会福祉協議会のサービス

社会福祉協議会 ☎39-2215

安全杖支給サービス

歩行困難な方に対し、安全歩行と健康増進のため、安全杖を支給するものです。

(65才以上の方に1本まで無料で支給)

ふれあい託老

日曜に地域福祉センターを利用し、高齢者のデイサービスを実施し、地域福祉の充実とボランティアの育成を図ります。

利用時間帯は9時～16時、食事本人負担

(利用料) 1回 400～600円

日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより日常生活の判断能力に不安がある方に対し、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、大切な書類の預かりをします。

車椅子貸出サービス

疾病など後遺症で身体に障がいがある方に対し、車椅子を無料で短期間(最長3ヶ月)貸し出すものです。

ふれあいサロン・ミニサロン

地域のコミュニティーセンターを利用し、引きこもりがちな高齢者が気軽に集まれるサロンです。地域の民生委員、ボランティア等の協力を得て実施します。

(利用料) 1回 0～500円

成年後見事業

認知症や知的・精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方に対し、法律行為の代理や預貯金等の財産管理などの支援をします。

介護予防教室

65歳以上の方なら、どなたでも参加できます。

(教室の開催日や内容に関するお問合せ：市高齢者福祉課介護予防係 ☎39-2255)

富良野市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防普及啓発事業(介護保険法上の地域支援事業(一般介護予防事業))として、市内の医療機関及び介護事業所の空きスペースを介護予防教室や高齢者の『集いの場』として活用する事業です。

ふらの西病院

(開催場所) 桂木町2番77号 ふらの西病院

(お申込み) ☎23-6600

かわむら整形外科

(開催場所) 末広町6番22号 カワムラメディカルビル1階

(お申込み) ☎22-8888 テイクアセンター

寿光園

(開催場所) 山部北町12番18号 寿光園地域交流ホール

(お申込み) ☎42-2729 富良野あさひ郷(市指定管理者)

ごりょうの丘地域交流館

(開催場所) 下御料 ごりょうの丘地域交流館

(お申込み) ☎22-2123 株式会社すまいるふらの

老人保健施設ふらの

(開催場所) 住吉町1番25号 介護老人保健施設ふらの

(お申込み) ☎23-3933

認知症カフェ

住んでいる場所に関係なく、どなたでも気軽に参加できます。

(開催日等は開催場所にお問い合わせください。)

地域の人たちが気軽に集い、認知症の人や家族の悩みを共有し合いながら、専門職に相談できる場所です。

ほっとカフェン

(開催場所) 若松町2番1号Dプレイスビル

NPO法人いこい

(お申込み) ☎22-2123 株式会社すまいるふらの

オレンジカフェ お茶処すきっぷ

(開催場所) 西麻町1番3号

サポートステーションすきっぷ

(お問合せ) ☎39-2940・23-1691

介護事業所マップ



介護に関する相談窓口

地域包括支援センター

(富良野市役所 2階)

〒076-8555 富良野市弥生町1番1号

電話 39-2255

高齢者福祉に関するお問い合わせ先

- 富良野市保健福祉部 高齢者福祉課 ☎ 39-2255
- ・ 介護保険係 (要介護認定・介護保険料)
- ・ 介護予防係 (高齢者福祉サービス・事業所の指定申請と各種届出)
- ・ 地域包括支援センター係 (介護に関する総合相談・寿光園入所相談)